

No. 122号

令和2年12月22日

暴 追 だ よ り

公益財団法人岐阜県暴力追放推進センター

TEL 058-277-1613

賛助会員の皆さまへ

今年も多大なご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。

コロナ禍により経済情勢が非常に厳しい中、暴力追放賛助会員の皆様には、今年も当センターの活動と事業に誠に深いご理解と多大なご支援を賜りましたことに衷心から厚く御礼申し上げます。

反社会的勢力は、経済の混乱に付け込み、姿を変えるなどして巧妙に資金の獲得を狙っております。反社会的勢力と疑われる者等から不当要求などを受けたときは、速やかに当センターに相談していただきますようお願いいたします。

来年も何卒一層のご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、皆様お揃いで良い新年をお迎えいただきますよう役職員一同祈念申し上げます。

相談事例から

【相談内容】

居酒屋の店長さんから

3名で来店した男性客が5,000円のセットを注文し飲食した。先に支払いを済ませていたが、レジを担当していた従業員が勘違いをして、お客さんに「一人分の料金をいただいていません。」と告げてしまったことから、そのお客さんが「ドロボー扱いされた。」「誠意を示せ。」「自宅に謝りにこい。」などと怒鳴られてしまいました。どのように対応したらようでしょうか。との相談でした。

【アドバイス】

- 店側にも非があることから、不愉快な思いをさせてしまったことに対しては誠意を持って謝罪する。

- 対応する責任者を決め、相手と対応する際は、相手より多い人数で行う。
- 交渉する場所は、相手の指定する自宅などは拒否し、喫茶店やホテルのロビーなど公衆の目がある場所にする。
- 相手が謝罪に応じず、「誠意を見せろ」などと要求してきた場合は、「警察や弁護士に相談します。」と告げ、交渉を打ち切る。
- 事前に管轄警察署に相談しておく。
などをアドバイスいたしました。

【結 果】

アドバイスを元に毅然とした態度で対応したところ、相手からの不当要求もなく交渉は終了し、以後の不当要求も無く解決しました。

暴力団等に絡む困り事の相談は、お気軽に当センターへ！

相談無料・秘密厳守です。

相談は面談、電話どちらでも受け付けます。

場所 岐阜市藪田南5丁目14番地1（藪田分庁舎2の2）

電話番号 058-277-1613

フリーダイヤル（0800）200-8930

全国暴力追放功労者表彰

令和2年11月26日、東京都港区元赤坂明治記念館で開催された「令和2年全国暴力追放運動中央大会」において、暴力追放運動功労者に対し警察庁長官、全国暴力追放運動推進センター会長の連名表彰が授与されました。

岐阜県からは、

金賞 伊藤公郎 弁護士

銅賞 松井義孝 弁護士

のお二人が受賞されました。お二方ともに、岐阜県弁護士会の民事介入暴力被害者被害者救済センター委員としてご活躍しておられます。

暴力団離脱者の更正援助 ~ 社会復帰対策とは

暴力団を離脱した者が、犯罪を犯したり、再び暴力団に加入するような事態を防止するためには、離脱した者が、正業に就き責任ある社会生活を営むことによって、健全な社会の一員となることが更正への道となることから、法務省、厚生労働省、都道府県警察、都道府県暴力追放推進センターと緊密に連携し、事業主の協力を得て暴力団離脱者の就労支援を組織的に推進するものです。

事業主に対する支援はありますか？

当センターでは、受入事業所として登録され、暴力団離脱者を雇用していただいた事業主に対して、2ヶ月が経過した後に、給付金として1ヶ月毎に最高3万円、最長6ヶ月間支給します。

広域連携協定の締結

当センター、岐阜県警察、岐阜刑務所などで作る「岐阜県暴力団離脱者社会復帰支援協議会」は、34都府県の協議会と広域連携協定を締結し、受入事業所の情報を共有することにより、就労先を県外にも拡充し遠隔地での社会復帰を希望する離脱者を支援しています。

暴対法豆知識 ~ 特定抗争指定暴力団

指定暴力団のうち、対立抗争による凶器を使用した暴力行為が人の生命または身体に重大な危害を加えるおそれがあると認められるとき、より厳しい規制を課す目的で指定される組織のことをいいます。

暴力団対策法により都道府県公安委員会は期間と警戒区域を定め、特定抗争指定暴力団として指定し、期間は危険性が完全になくなるまで3ヶ月ごとに延長されます。

六代目山口組と神戸山口組の抗争激化を受け、兵庫、愛知、大阪、京都、岐阜、三重の6府県に続き、本年7月から岡山、鳥取、島根、愛媛の各県でも指定されました。

指定された組織が、警戒の期間と区域において次の行為をすると、逮捕等され刑事罰を受けることとなります。

- 事務所等の新設

- 指定された組織の暴力団員やその要求・依頼を受けた者が事務所に入入りすること。
- 対立組織の事務所及び組員の居宅周辺をうろつくこと
- 同じ指定組織の組員がおおむね5人以上集まること

岐阜県では「岐阜市」が警戒区域に指定され、警戒区域内に所在する3つの六代目山口組傘下の組事務所の使用が禁止されています。神戸山口組傘下の組事務所は現在岐阜市内では確認されていません。

令和3年カレンダーの作成

不当要求対応 10 則を記載した令和3年カレンダーを作成しました。賛助会員の皆様方には郵送等により、配布させていただきますので、活用して頂ければ幸いです。

なお、若干の在庫がありますので、ご連絡いただければお渡しいたします。

2021 令和3年 CALENDAR

1 相手の履歴
● 相手の履歴を確認する
● 相手の名前も確認する
● 相手の住所も確認する

2 有利な場所での対応
● 相手の住所を確認する
● 相手の住所を確認する

3 拒否での対応
● 拒否を断る
● 拒否を断る

4 用件、要求内容の確認
● 用件を確認する
● 用件を確認する

5 用件に合った対応時間
● 用件に合った対応時間
● 用件に合った対応時間

6

7 不当要求は毅然とした態度で拒否
● 不当要求は毅然とした態度で拒否
● 不当要求は毅然とした態度で拒否

8 言葉に注意 強弁家にならない
● 言葉に注意
● 言葉に注意

9 怒音、詫言の作成は拒否
● 怒音、詫言の作成は拒否
● 怒音、詫言の作成は拒否

10 録音、メモ等で記録化
● 録音、メモ等で記録化
● 録音、メモ等で記録化

11 機を失わず警察への通報とセンターへの早期相談
● 機を失わず警察への通報
● 機を失わず警察への通報

12

立ち向かえ 暴力許さぬ コミュニティー

暴力団追放 三原則
● 暴力団を恐れない
● 暴力団に金を出さない
● 暴力団を利用しない
● 暴力団と交際しない

(公財)岐阜県暴力追放推進センター
岐阜県警察・岐阜県弁護士会
電話 (058) 277-1613